



新年あけましておめでとうございます。

とはいえ、テロや景気の悪化など、何かしら不安がつきまとう年明けではないでしょうか。

昨年末、2つの対照的なシーンに遭遇しました。

1つは平日夜の駅構内でのことです。満員の下りエスカレーターで口論が起こり、前方下段の中年男が振り返りざまに後方上段の若者に掴みかかろうとして、若者が上から抑えつけていました。中年男はバランスを失ってひっくり返り降り口を塞いでしまいます。男を踏んでつまずく人々。誰かの「止めろ！」という叫びで緊急停止スイッチが押され、将棋倒しは回避されました。

しかし、下り坂で先が見えない苛立ち、世代の対立、暴力、他人ごとの顔をして「整然と」悲劇に巻き込まれていく人々がエスカレーター上に見えた気がして、寒々となりました。

もう1つは、冷え冷えとした雨の夕方、ホームレスの就労支援事業等を行うNPO「ホームドア」を訪問したときのこと。創設者の川口加奈さん(24歳)が中学生のときに描いたデザイン図をもとにできた簡易休憩所「ホット&ハウス」。レンタル用自転車の列、やりかけの内職作業、山積みの空き箱など雑然とした中で、おっちゃんやボランティアさんがにこにこしながら用意したラーメンが湯気をあげていました。

あえて難しい登り坂にチャレンジする若者と、世代を超えたサポーターとおっちゃんらが入り混じる、誰が助け、助けられているのか、混然とした空間。心が温まりました。

どちらも私たちの社会の一面です。どうせなら、関心を持ち、参加し、応援し、温まる体験を1つでも増やす年にしませんか？

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所

弁護士 津田浩克

弁護士 池田直樹

弁護士 岩本 朗

弁護士 原 正和

弁護士 石飛優子

弁護士 室谷悠子

弁護士 増田浩之

弁護士 齊藤優摩

弁護士 杉田峻介

弁護士 平林佳江子

客員弁護士 大櫛和雄

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所

弁護士 正込健一朗

弁護士 和田知彦／事務局一同

マイナンバー・始動 個人にとってのマイナンバー 企業にとってのマイナンバー

弁護士 平林 佳江子

1. マイナンバー制度とは

昨年も数多くの法律が国会で成立しました。昨年、最も社会の注目を集めたのは9月19日に参議院で決・成立した安保関連法案でしょうか。

もう一つ、昨年、社会の注目を集めた法律は何かといえば、おそらく「マイナンバー法」であると思います。正式名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」であり、成立・公布は平成25年5月のことです。

番号制度の導入については以前より議論があったところ、番号制度が作られることになった大きなきっかけは「消えた年金記録問題」であると言われています。平成19年、納付記録が存在するにもかかわらず誰に帰属するものなのか分からない年金記録が多数あることが発覚し、大きな社会問題となりました。こうした経緯の中で、年金をはじめとする社会保障制度をうまく機能させるためには、一人ひとりの情報を管理できる仕組み(番号制度)が必要であるという考えが支持され、マイナンバー法の成立を後押ししました。

昨年10月から、日本国内の全住民に12桁の個人番号が通知され、法人には13桁の法人番号が指定されました。そして、本年1月、ついにマイナンバーの利用が開始されます。

2. 個人にとってのマイナンバー

「一体、マイナンバーって何の役に立つの??」というところから、疑問を抱いておられる方も多いのではないかと思います。

マイナンバーは、制度開始時点では、①社会保障関係の手続、②税務関係の手続、③災害対策に用いられます。制度開始時はこの3分野以外の行政分野や民間での利用は認められておらず、仮に利用範囲を拡大する場合には法律改正を経ることになっています。

個人の方がマイナンバーの利便性を実感できる具体例としてよく挙げられているのが、社会保障給付の受給(国民年金保険料の免除、児童扶養手当の支給、高額医療費の支給決定等)において証明書の提出が不要にな



るので、その取得のために会社を休む必要も手数料を払う必要もないということです。

また、本年1月以降、個人番号カードの交付が始まります。個人番号カードを申請するかどうかは任意ですが、作成をすれば公的身分証明書として利用することができます。また、個人番号カードのICチップに記録される電子証明書をを用いてe-Taxなどの電子申請を行うことができたり、コンビニなどで住民票のなどの証明書が取得できたりとの利点があるようです。

さらに、平成29年1月より、「マイポータル」と呼ばれるWEBページの利用が始まります。これにより、行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつどの行政機関とやり取りをしたのか確認することができるようになります。

そして、もちろん法律改正が前提になりますが、現在、様々な分野(医療・金融等)でのマイナンバーの利用拡大が検討されています。しかし、医療分野においては、個々人の病歴が不用意に他人に知られ、それによって就職を断られる等の差別が生じる弊害が懸念されます。したがって、医療分野への利用範囲への拡大は、例えば子どもの予防接種を受ける時期の通知等、比較的弊害が少ないと考えられる範囲にとどめるべきであるという議論がなされています。

このように、マイナンバーの利用範囲の拡大は慎重であることが求められ、利用範囲拡大に関する議論を私たち一人ひとりが注視していかなければなりません。

3. 企業にとってのマイナンバー

作年の後半は、いまだ未知なるマイナンバー制度への対応に苦慮された企業の皆様も多いのではないのでしょうか。

まず、企業として心にとどめておかなければならないことは、マイナンバー法では個人情報保護法よりも違反者に対する罰則が重くなっているということです。そして、すべてではありませんが、マイナンバー法では、行為者のみならず企業に対しても罰金刑が課せられる規定が設けられています(番号法77条)。仮に、企業が罰金刑の対象となると、会社の運営に深刻な影響を及ぼすことは避けられません。

では、どのように対応すればいいのでしょうか。まずは特定個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(事業者編)」(<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/261211guide-line2.pdf>)の熟読が必須です。

その上で、マイナンバーに接する各ステージ、すなわちマイナンバーの取得、利用・提供、保管、廃棄につき、適正な行動がとれているかをチェックする必要があります。例えば、マイナンバーを取得する際には、利用目的を明示する必要があり、本人確認も厳格に行わなければなりません。また、利用目的以外の利用・提供はできず、必要がある限りで保管をすることができ、

仮に不必要になった場合は復元不可能な方法で廃棄をしなければなりません。

このようにマイナンバーの取り扱いには細心の注意が求められるため、「面倒だ」と感じる企業の皆様も少なくないと思います。しかし、それでも制度が始まった以上、マイナンバーは企業にとって重要なリスク管理のテーマの一つとなったと言わざるをえないでしょう。マイナンバーへの対応は任意ではないことを企業全体で共有することが必要不可欠です。

4. 「無関心」ではられない

導入前も、導入が開始された今も、番号制度には賛否両論が存在します。しかし、いずれにしてもマイナンバーは始動しました。「愛の反対は憎しみではなく無関心である。」というほど、世の中「無関心」よりも怖いものはありません。個人の皆様にも、企業の皆様にも、身近な自分の問題としてこの制度と付き合う姿勢が求められています。

奄美あすなろだより

しょうもろ
弁護士 正込 健一郎

こうしてあまみ便りを執筆するのも今回で最後になります。奄美に赴任して約6年が過ぎました。この間、あまみ法律事務所(公設事務所)から、弁護士法人あすなろ奄美支所への組織変更こそありましたが、一貫して、奄美の皆様にはリーガルサービスを提供してきました。もっと良いサービスが提供できたのではないかと反省する反面、我ながら良くやり遂げたという思いもあります。

奄美に赴任して2年目には、地元のコミュニティFMで番組を持ったこともありました。毎回、台本を書き、掛ける曲を選び、コメントを考え、必死になって番組を作っていました。依頼者の方に、「ラジオ聴いてますよ」と言われて嬉しいやら恥ずかしいやら。約半年の経験でしたが、良い思い出です。

また、地元の南海日日新聞では、コラムの執筆をさせていただきました。これまた、毎回ネタを考えるのに四苦八苦しました。ラジオと異なり、文字に

なるので、ミスはすぐにバレます。その緊張感の中、20回の連載を無事に終えることができたときには、ホッとしました。

プライベートでは、スキューバダイビングのライセンスを取ったものの、その後は1回潜っただけに終わっています。水中で息をするというのは、思った以上に難しいと感じています。あの世界を、楽しめる人と楽しめない人がいるのではと思います。その他にも、これまで書いてきたように、沖永良部ジョギング大会、加計呂麻ハーフマラソン、奄美観光桜マラソン、奄美シーカヤックマラソンin加計呂麻など、様々なイベントに参加してきました。どれも、記録はともあれ、記憶に残るイベントでした。各種イベントへの参加を通じて、少しでも島の皆様に溶け込むことができればと思っていました。

最後に、舟漕ぎに象徴される、奄美の法曹三者の距離の近さには、本当に助けられました。いつかまた、どこかで顔を合わせることがあるかもしれませんが、そのときは、奄美経験者として、これからも繋がっていきたいと思います。

これまで、支えてくれたあすなろのスタッフと関係者の皆様への感謝で締めくくりたいと思います。ありがとうございました。

本年もよろしく
お願いします



弁護士
原 正和

表の頑張りのおかげで、にわかラグビー人気が高まっていますが、これを一時的なブームに終わらせないことが大事だと、幼稚園の頃からラグビーをやっていたラグビー大好き人間としては強く思います。2019年に日本でラグビーワールドカップが開催されます。それまではもちろんのこと、それ以後も、ラグビー人気で日本で定着していくためには、ラグビー協会を中心とした継続的で一貫した取り組みと、時に斬新な工夫が必要だと思えます。私自身も、自分が出来ることから、日本ラグビーのために頑張っていきたいと考えております。しかし、今回、イングランドに行って観戦できなかったのはとても残念でした・・・。



弁護士
増田 浩之

OCT 21 2015

2015年は、私の好きな映画の1つであるBACK TO THE FUTUREのPART IIで描かれた未来の年でした。そこで登場した大画面薄型テレビ、タブレット型コンピュータ、ビデオ通話という通信手段等の未来の事象は、一部既に実現しています(さすがに車は飛んでいませんが)。同映画では、未来を知りすぎる問題も教えてくれますが、そこで予知されたいくつかの出来事が実際に現実となっているということもまた興味深いところです。そして、私自身が幼いころこの映画を見てはるか未来に感じていた時代が到来し、そして過ぎさろうとしていることに、月並ですが、時の流れのいかに早いかを感じます。私に未来を予知する能力はありませんが、矢のように過ぎていく毎日を意味のあるものにしていく努力だけはできると思っています。2016年も日々後悔のないように励む所存です。



弁護士
津田 浩克

あけまして
おめでとうございます。

渡りの季節がやってきました。遠浅の海岸や田畑は、北国から飛来した鳥や留鳥で賑わっています。冬の陽だまりのなかで、望遠鏡を片手にひと時を過ごします。ウミウが海岸線の干潟で群れて羽を休め、コサギやチュウサギ、ハマシギがそれぞれのペースで餌を啄んでいます。先日、イソヒヨドリ雄を10メートルの至近距離で、長時間観察する機会がありました。上面は青藍色、下面は赤かっ色。青藍色が時折微妙に変化します。望遠レンズの向こうで、木漏れ日に揺れる樹木のなかに浮き出たその姿は一幅の絵画を見るようでした。何気ない風景のなかにある宝物に、今年も出会いたいものです。



弁護士
正込 健一郎

半歩遅れの最新案内

今回ご紹介するのは、村上春樹『職業としての小説家』(2015)です。紀伊國屋が初版の9割を仕入れたことで話題になった一冊ですね。内容としては、村上春樹が何故小説を書くことになり、そして書き続けて来たのかが語られます。ある日のたった1つの閃きから、日本を代表する小説家が生まれたのは、まさに奇跡としか言いようがありません。村上春樹ファンならずともクリエイティブな仕事に関心のある方には、必読の自伝的エッセーです。



弁護士
齊藤 優摩

再エネコンサルジュ

資源エネルギー庁が行う再エネコンサルジュという事業が始まりました。「コンサルジュ」とは総合世話係的な意味ですが、当事業は、再生可能エネルギーによる発電事業・熱事業を導入しようとする事業者や自治体の方を対象に、総合的にサポートをさせて頂くサービスのことです。今回、当事務所の杉田とともに、再エネコンサルジュ事業の相談担当として委嘱を受けることになりました。具体的には、どのような事業計画を立てたらいいか、資金調達はどうしたらいいか、または利用できる補助金等はないかなどについて回答させて頂くこととなります。従前から再エネ分野に触れる機会は多かったですが、本事業を通じて更なる知見を得て、皆様のご相談に応じられるようにしたいと考えております。



弁護士
池田 直樹

おりおりの折句(おりく)

昨秋、田舎の両親がサービス付高齢者住宅に引っ越した。父が脳梗塞を発症してから、母の負担も大きくなっていった。姉や妹とともに家を片付け始めると、石手川のほとりの我が家を新築した50年前の父の年賀状も出てきた。「全くのゼロからの出発。子に残せるのは教育だけ。」は、ともに貧しい家庭の末っ子の二人の口癖だった。弁護士としてさまざまな人生に関わる中、この両親の子として生まれた奇跡をしみじみと噛みしめる。父が若き日から続けてきた折句(名前を折り込んだ句)を真似て、父母の新居に米寿祝の私の折句の額を掲げた。子から両親へのささやかな感謝状である。「いしてべの けさのゆめじに たすまいて みつるひかりも おきなことほぐ たすのまい はえあるあさけ いわいうた たからかにいまきみにささげり」



弁護士
石飛 優子

経験の伝承

当事務所では、月に一度、ケース会議を行っています。アソシエイト弁護士が、担当案件を持ち寄り、他の弁護士と意見交換を行うというものです。弁護士にとって経験に裏打ちされた知識は、何にも代えがたい財産です。また、一つの視点に固執することなく、いろんな角度・感性から事件をみることはとても大切です。その意味で、先輩弁護士から知識・経験を受け継ぎ、同僚・後輩弁護士から新しい視点をもらう機会というのは、大変貴重であり、ありがたいものです。本年3月に弁護士業を引退される大櫛先生も毎回ケース会議に参加していただき、私たちアソシエイト弁護士に多くのことを教えていただきました。先生に伝えていただいた知識・経験を、今後生かしていけるように、頑張ります。



弁護士
杉田 峻介

あすなるプライド

伴直樹シリーズに続いて、「下町ロケット」がドラマ化され人気です。ロケット打ち上げ成功のシーンは、久々に感動しました。私は昔から池井戸潤さんの小説が大好きで、下町ロケットも原作は数年前に読んでいます。下町ロケットの佃製作所もそうですが、池井戸小説には、一生懸命に逆境を乗り越えようと奮闘する企業経営者、従業員が登場します。あすなる法律事務所もまた大阪の下町(?)の中小事務所です。私も勤務弁護士として入所して早2年、最近は非常に複雑な案件を担当することも多く日々いろんな困難に直面していますが、難しい案件でも少しでも良い解決を実現できるよう根気強く取り組んで、「佃プライド」ならぬ「あすなるプライド」を実現していければと考えています。



弁護士
岩本 朗

未成年後見人って?

後見人といえば成年後見人を思い浮かべる方が多いと思いますが、保護者のいない子どもについて選任される未成年後見人という仕事があります。私は、過去に4名の子どもの後見人を務めており、現在は1名の後見人を務めています。弁護士が後見人に選任される案件は、未成年者の財産管理において何らかの必要がある場合が多いですが、子どもの養育監護についても親同様の責任があるので、親的な目線でいろいろ気にならながら見守っていくこととなります。成年に達したら職務は終わりですが、成人式の晴れ着姿の写真を送ってきてくれたりすると、うれしくてちょっと涙が出そうになります。これからも、成年後見人と並行して務めていくつもりです。



弁護士
室谷 悠子

世界が平和に近づく 年であってほしい

テロと空爆とその犠牲になるふつうの人々のニュースに触れるたびに胸が痛むとともに言いようのない不安に襲われます。終戦70年を迎えた昨夏、第二次世界大戦末期の資料や証言をもとに作られた様々なドキュメンタリー(おもにNHK)を視て、国を挙げた総力戦の中で多くの命がいとも簡単に捨石とされていったことに改めて衝撃を受けました。何千万もの命を奪ったことに対する深い反省から、生命の尊厳を不可侵な価値にまで高めて作り上げてきた一人一人が主権者である社会は、憎しみと報復の連鎖の前ではいかにもはかないものに思えます。今も危機にさらされ、失われ続けている命に対する共感や想像力をもって、多くの人にとって苦しみや悲しみでしかない戦争を終わらせる道はないのかと、仕事や子育ての合間に考えています。



弁護士
平林 佳江子

たったの1年だったけれども

大櫛先生がまもなくご退所・弁護士業から引退されます。(皆さま、弊社内部のことですが、ここでは「先生」とお呼びすることをご容赦ください。)ご一緒できたのはたったの1年だったけれども、背中合わせの席でいつも多くのことを教えていただきました。判断に迷ったとき、「大櫛先生、少しよろしいでしょうか。」と度々声をかけさせていただきました。また、私が忙しそうにしていたときのこと、そっとメールをくださり、「休日はしっかりリラックスをすること、水曜日は早めに帰って週の後半に備えること。」との教えをいただきました。直接、大櫛先生に何かをお返しをすることはできませんが、まずは私自身が頑張ること、そして私が十分な経験を積んだ際に同様に若い世代に心暖かく接することをもって、少しでも恩返しができると思っています。

退所ごあいさつ



客員弁護士
大櫛 和雄

隠居にて候

私は本年3月末をもって弁護士を引退致します。長年に亘り、ご親交頂いた皆様に心から御礼申し上げます。

今後のご相談は、利益相反等の支障のない限り、あすなる法律事務所にて承りますので、お気軽に当事務所にご連絡下さい。

ところで、お陰様で私自身は現在特段の病気もなく年齢相当の健康を維持しております。引退後は隠居生活を送る所存です。取り敢えず、ゆったりした時間の流れに身を任せて過ごしたいと思っております。

仕事に追われて、読めなかった本を読み、少しは人生と人間の行く末を考えてみたいのです。

紛争、貧困、疾病など世界には解消すべき問題は山積みですが、時間をかけて解決に向かう人間の叡智を、私は信じています。

また、経済的豊かさだけを豊かさの指標とする社会は終焉に近づいていると考えます。即ち、資本主義的産業社会は新たな世界の訪れを準備している段階に達したとの思いを強く持っているのです。

来るべき世界がすばらしいことを願い、これにて私の隠居生活の出発の挨拶とさせていただきます。

入所ごあいさつ



弁護士
和田 知彦

はじめまして。弁護士の和田知彦と申します。

私は、これまで東京の法律事務所で執務をしておりましたが、この度、ご縁があってこちらに移籍し、奄美

支所の所長として執務を開始することになりました。

東京では、弁護士会が設立している公設事務所の弁護士として活動をしていました。公設事務所とは、誰でも身近に弁護士に相談や依頼ができる社会にしようという理念に基づいて弁護士会が設立し運営している法律事務所です。奄美でも、身近に気軽に相談できる弁護士としてお役に立てるよう活動をしてまいります。

この弁護士に出会ってよかったと思っただけのような仕事をしたいと願っております。日々研鑽を積み、より良い仕事ができるよう精進してまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



日本環境法律家連盟

毎年新たに聞く、これまで経験したことのない異常気象や大規模災害の発生。大気の温暖化が海水温の上昇をもたらし、海水温の上昇が、今後さらに様々な地球規模の気候変動の派生頻度を高めると言われています。IPCCの報告書では、1880～2012年の間に世界の平均気温は既に0.85℃上昇し、今後1880年（産業革命）前と比べて2℃を超えると様々

なりリスクが増し、4℃を超えると人の適応限界を超える恐れがあると警告しています。海面水位も、1901年～2010年の間に19cm上昇しました。平均気温の上昇を2℃未満に抑える為に、各国に大幅な温室効果ガスの削減が求められています。守る努力をしなければ、地球環境は悪化するばかりです。原発も然り。決して他人事ではなく、皆の命に係わる問題として、各自が環境問題を正しく認識し行動する時代になっています。JELFは、今年も「環境と正義」を理念に、様々な活動に取り組む所存です。

中国の法律事務所との 提携についてのご報告

当事務所は、平成27年11月、広東省広州市に本部を持つ広信君達法律事務所と正式に業務提携契約を

取り交わしました。同事務所とはこれまでも、個別の事件対応を通じて協力関係を築いてきましたが、今後は、より一層強固になった両事務所間の協力・提携関係に基づき、クライアントの皆様に、より良い中国法務サービスを提供させて頂く所存です。